

令和 7 年度 福津市 保育所等申込案内



申込の前に必ずお読みください。



提出書類は各自で写しを保管してください。



市公式 HP でも詳細を
チェックできます。

1. 保育所等について

(1) 保育所等とは	P2
(2) 教育・保育給付認定等とは	P2
(3) 各施設について	P2

2. 入所申込に関すること

(1) 提出書類	P3
(2) 申込手続きのスケジュール	P5
(3) 申込に関する注意事項	P7

3. 保育所等入所選考基準について

(1) 基準指数	P9
(2) 加点項目	P10
(3) 減点項目	P10
(4) 注意事項	P10

4. 入所後に関係すること

(1) 開園日・開園時間	P11
(2) 保育必要量について	P11
(3) 延長保育について	P11
(4) 慣らし保育について	P11
(5) 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合	P11
(6) 保育所等の利用に関する注意事項	P12
(7) 災害時の休園について	P13

5. 保育料について

(1) 保育料の決定方法	P14
(2) 保育料等の免除について	P14
(3) 保育料の納付先	P15
(4) 保育料に関する注意事項	P15

6. 幼児教育・保育無償化について

(1) 施設ごとの必要条件と保育料について	P18
(2) 無償化の対象となるために必要な手続き	P18

7. その他の保育サービス

(1) 一時預かり事業について	P19
(2) 広域入所について	P19
(3) 病児保育事業について	P20
(4) 市内の届出保育施設	P21
(5) 幼稚園・認定こども園（教育利用）	P22
(6) 学童保育所、子育て支援センター、児童センターについて	P23

8. 園見学について

P24

9. よくある質問

P25

10. 特定教育・保育施設等利用申込書（児童台帳）兼教育・保育給付認定申請書記入例

P26

1. 保育所等について

(1) 保育所等とは

保育所等とは、児童福祉法に基づき、ご家庭で児童（乳幼児）を子育てしている保護者が就労や疾病、同居親族の介護など、保育を必要とする事由に該当する場合、保護者に代わってお子さんを保育するところです。利用を希望される施設によって、子どもの年齢や保育の必要性など、3つの区分による教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(2) 教育・保育給付認定等とは

保育所等の利用を希望される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。本市では教育・保育給付認定申請書と入所申込書を兼ねていますので、各施設の利用申し込みと同時に申請することができます。

認定区分		対象年齢	保育を必要とする事由	利用施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	該当しない	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上の 保育認定	満3歳以上	該当する	認可保育所 認定こども園 (保育園部分) 地域型保育施設
3号認定	満3歳未満の 保育認定	0～2歳		

(3) 各種施設について

施設	対象年齢	利用できる保護者	保育料	申込先
認可保育所 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0歳～5歳児	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者※1	0～2歳児は所得によって市が決定※2 3～5歳児は無償	市・認可保育所等
地域型保育施設 少人数の単位で、低年齢の子どもを保育する施設	0歳～2歳児	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者※1	所得によって市が決定※2	
認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせもち、地域の子育て支援も行う施設	保育部分 0歳～5歳児 幼稚園部分 3歳～5歳児 ※各施設により異なります。	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者※1	0～2歳児は所得によって市が決定※2 3～5歳児は無償	
幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3歳～5歳児 ※各施設により異なります。	制限なし	満3歳から無償	各施設
届出保育施設 保育を行うことを目的とする施設で認可されている保育所等以外の施設	各施設による		施設が決定	
企業主導型保育施設 企業が従業員ののために設置・運営する施設で、従業員の子どもを受け入れる「従業員枠」と地域の子どものための「地域枠」がある	各施設による	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者※1	要件が認められた場合、無償化の対象になります。※3	

本入所案内における「認可保育所等」とは上記のうち認可保育所、地域型保育施設、認定こども園（保育部分）のことを言います。

※1 P3の「保育が必要な事由」参照

※2 P17の「利用料負担基準額表」参照

※3 P18の「幼児教育・保育無償化について」参照

2. 入所申込に関すること

(1) 提出書類

入所申込の際に、家庭状況等により、添付する書類が異なります。

①すべての人に必要な書類

- 教育・保育施設等利用申込書（児童台帳）兼 教育・保育給付認定（継続）申請書
- 家庭で保育できない証明書

保育が必要な事由	基準	家庭で保育できない証明書 (提出書類)	保育必要量 ※P11参照	
			標準時間	短時間
就労	月60時間以上労働することを常態としている（内定を含む）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※自営業や経営者の場合は事業の実態がわかる書類の写しを添付	●	●
妊娠・出産	産前2ヶ月、産後3ヶ月（多胎妊娠の場合は産前4ヶ月）	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し ※表紙と分娩予定日記載欄	●	●
疾病・障がい	疾病もしくは負傷し、又は精神・身体に障がいを有していること	<input type="checkbox"/> 診断書、該当する障害者手帳等の写し	※	●
介護・看護	長期にわたり疾病状態にあるか、心身に障がいを有する <u>同居の親族</u> を常時介護している	<input type="checkbox"/> 介護等に関する申出書 ※介護保険証の写し、診断書、障害者手帳等の写し等を添付	-	●
就学	学校教育法に規定する学校等に月60時間以上在学、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	<input type="checkbox"/> 在学証明書 ※就学時間のわかる時間割、カリキュラム等を添付	●	●
求職活動	求職活動を継続して行っていること ※入所後、3ヶ月以内に就労が必要	<input type="checkbox"/> 就労誓約書	-	●
災害復旧	災害復旧に当たっていること	こども課窓口へ相談	●	●
育休取得中の継続利用	妊娠・出産要件で保育所等を利用中で、下の子の育児休業を取得する場合	<input type="checkbox"/> 育児休業中における継続利用申請書 ※在園児が継続利用する場合のみ	-	●

※③疾病・障がいは基本的に短時間のみですが、状況等により標準時間を認める場合があります。

②家庭（家族）の状況に応じて必要な書類

ア) 申込時に福津市に住民票がない方（転入予定で申し込みをされる方）

- 転入誓約書
- 住民票（申込時の居住地）

イ) 令和6年1月1日または令和7年1月1日に福津市に住民票がない方

- マイナンバー（個人番号）届出書
 - 世帯全員のマイナンバーがわかる証明書等の写しと保護者の本人確認ができる証明書等の写し
- ※保育料の算定のため、必要な書類になります。

ウ) 障害者手帳等を持っている同居の方がいる場合

- 障害者手帳、療育手帳、年金証書、精神障害者保健福祉手帳

エ) ひとり親の場合

- ひとり親と確認できる戸籍謄本等の写し
- ※福津市で児童扶養手当を受給している世帯は提出不要です。

オ) その他

- ・生活保護を受給している方（ 生活保護決定通知書等 ）
 - ・離婚協議中の場合（ 調停期日呼出状や調停不成立証明書等の写し ）
- ※客観的に離婚協議中であることがわかる書類
- ・入所希望する児童に疾病・障がいや医療的ケアが必要な場合（ 主治医の意見書及び診断書 ）

申込に必要な様式は窓口で配布しているほか、市ホームページで入手できます。（教育・保育施設等利用申込書（児童台帳）兼教育・保育給付認定（継続）申請書を除く）
右記の2次元コードからご確認ください。



○ 発達面に心配のある児童の保育について ○

保育所等では、お子様の個性や発達状況を考慮しつつ、集団で共に成長できるように保育を行っています。集団保育を行う上で支援や配慮が必要である一方で、職員の配置が困難な場合や安全にお子様をお預かりすることができないと判断した場合は、お預かりする時間帯等について調整のお願いをさせていただく、または入所ができないことがあります。

お子様の状態について、支援や配慮が必要な場合は、必ず申込時にご相談ください。

また、お子様の保育を実施していく中で、園から療育施設等の機関をご案内することがあります。その他、園からご協力をお願いすることがありますのでご了承ください。

※お子様の状況により、入所決定前に園との面談を依頼する場合や、医師の意見書等を求める場合があります。また、障がいや特性、既往歴について、事前に相談がなく、安全にお預かりできないと判断した場合は、入所決定後であっても入所を保留またはお断りすることがあります。

(2) 申込手続きのスケジュール

入所を希望する時期によって申込期間が異なります。入退所は月単位(1日入所、月末退所)です。

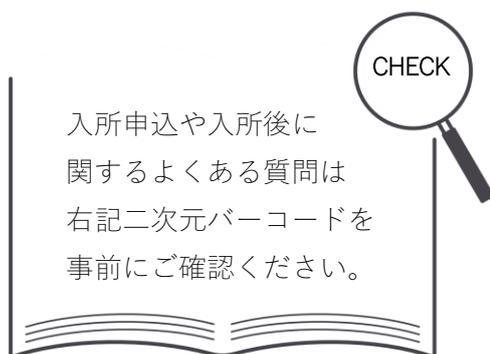
※入所保留通知書は、初回入所申込月のみ発行します。選考は翌月以降も継続します。
初回入所申込月以外の入所保留通知が必要な場合は、各月の前月20日頃に、お電話等でご依頼いただければ発行できます。(事前予約等は不可、必要な時に毎回依頼してください。)

①令和7年度途中入所希望の場合

令和7年度 入所希望月	申込期間	入所可否通知	提出先
5月	3月11日(火)～4月10日(木)	4月20日頃	こども課
6月	4月11日(金)～5月9日(金)	5月20日頃	
7月	5月12日(月)～6月10日(火)	6月20日頃	
8月	6月11日(水)～7月10日(木)	7月20日頃	
9月	7月11日(金)～8月8日(金)	8月20日頃	
10月	8月12日(火)～9月10日(水)	9月20日頃	
11月	9月11日(木)～10月10日(金)	10月20日頃	
12月	10月14日(火)～11月10日(月)	11月20日頃	
令和8年1月	11月11日(火)～12月10日(水)	12月20日頃	
2月	12月11日(木)～1月9日(金)	1月20日頃	
3月	1月13日(火)～2月10日(月)	2月20日頃	

※郵送の場合は締め切り日必着です。

入所申込や入所後に関するよくある質問について



②令和8年度4月申し込みの流れ

令和7年10月1日（水）～ 申込書類配布開始予定
 （配布時に家庭状況等についての聞き取りがありますので、時間に余裕をもってお越しください。）

【参考スケジュール】 ※若干の変更の可能性がありますのでご了承ください。

一次 選考 申込		在園児の場合			
	新規申込	新規申込の きょうだいがいる	転園希望	地域型保育施設から 連携園へ 進級希望	在園児のみで 継続希望
	受付期間	11月1日～11月末			
	提出先	こども課 (土・日・祝日を除く8:30～17:00)		在園中の保育所等	

★証明書等すべての書類が揃っていない場合、選考の対象となりません。
 ★郵送の場合は当日消印有効です。
 ※申し込み状況（第1希望の申込人数や順位等）については、選考中は一切お答えできません。

結果		在園児の場合			
	新規申込	新規申込の きょうだいがいる	転園希望	地域型保育施設から 連携園へ 進級希望	在園児のみで 継続希望
	結果通知	令和8年1月末頃 発送			2月上旬 在園保育所等から配布

※結果について、電話や窓口でのお問い合わせは受け付けません。

入所決定した場合

未決定の場合

※二次選考の対象となります。

決定後辞退の場合

※辞退受付は2月上旬まで。

①入所申込取下げの場合は選考を終了します。
 ②引き続き選考希望の場合は減点し、5月選考へ移行します。
 ※4月の保留通知書は発行できません。

二次 選考 申込		一次選考 未決定者	二次選考から 新規申込
	受付期間	一次選考終了～2月上旬 ※申請書の提出は不要です。希望園や就労状況変更の場合 期間内に該当書類を提出してください。	12月1日 ～ 2月上旬
	提出先	こども課 (土・日・祝日を除く8:30～17:00)	

★これは、一次選考の辞退や、各園で新たに枠が確保できた際に決定する選考です。
 ★証明書等すべての書類が揃っていない場合、選考の対象となりません。
 ★郵送の場合は当日消印有効です。

結果通知	令和8年2月下旬 発送
------	-------------

※結果について、電話や窓口でのお問い合わせは受け付けません。

入所決定した場合

★各園で面談・健康診断や物品購入などの入園手続きを経て入園となります。

入所保留の場合

★「入所保留通知」を発送します。
 ★5月以降の選考を引き続き行います。

(3) 申込に関する注意事項

①提出書類について

- ・希望する月の申込期間を過ぎての申込や、必要な書類が揃っていない場合は受付できません。また申込書類に不備や虚偽が判明した場合、申込が無効となります。
- ・申請書の保護者欄は、児童の父母等保護者全員（ひとり親は1人）の署名をしてください。第1・第2は父母どちらでも構いませんが、第1の方を代表とみなし、通知書等の宛名、保育料の納入義務者として登録いたします。在園児の保護者は、現在の代表登録の方を第1保護者とみなします。
- ・申込時に提出する証明書の有効期間は発行日から3ヶ月間です。但し、新年度4月の申込については、10月以降の証明日のものに限ります。また、証明書は原則として年度毎に原本を提出していただきますが、11月入所選考から翌年3月分までに限り、新年度の申込に添付する証明書の写しが使用できます。各世帯で写しを準備してください。
- ・きょうだいでの申込の場合は同一施設への入園を前提として入園の選考を行います。きょうだい
が別々の施設でも構わない場合はあらかじめ申込用紙にご記入ください。但し、年度途中での転園希望ができないため、きょうだい別園に決定した際の条件（保育方針の違い、園行事、送迎の時間、延長保育料等の違い、翌年度に転園できない場合など）を承知の上でご検討ください。
- ・消えるボールペンでの申込用紙等への記入はご遠慮ください。
- ・児童の生年月日については、入所選考に大きな影響を及ぼすことから正確に記載してください。生年月日が間違っていたことが判明した場合、入所申込が取り消され、入所できない場合があります。入所決定後でも同様です。
- ・提出された書類は返却できません。提出書類については、事前に必ずコピーを取るよう
にしてください。

②その他

- ・各施設で保育方針、食事内容、設備、園庭の広さなどが違います。可能な限り見学をしていただき、園の方針を理解した上で希望園として検討するようにしてください。
- ・入園可能年齢（月齢）により対象ではない園を記入された場合、対象外の園を除いて（希望順を繰り上げて）選考を行います。
- ・12月31日までに出産予定の子本人の、新年度4月の入園申込について、子
の名前や生年月日等の未定部分を空欄にして申し込むことができます。詳しくはお問い合わせください。
- ・転入予定で申し込む場合、入園する前月末までに転入する必要があります。前月末時点で転入が確認できない場合、入園取消しとなり、転入月に合わせて再度申込が必要
です。

- ・同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合は、原則として利用の申し込みはできません。
- ・医療的ケアが必要な場合、ガイドラインに沿って入園の決定を行います。看護師の配置や必要な医療的ケアの内容によっては受入ができない場合があります。また、診断書等を提出していただく必要があります。診断書等の費用は保護者負担となります。
- ・保育所等は、集団生活が可能な健康状態のお子様が入園できる施設です。申込後から入園までの間、及び在園中に児童の健康状態等に著しい変化があり集団生活が困難だと医師に判断された場合は、入園（継続）ができない可能性があります。速やかにこども課へご連絡ください。
- ・福津市で教育・保育給付認定期間中に認定の取り消し手続きを行わずに転出した場合は、認定を職権で取り消します。
- ・入園が決定した保育所等を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回以降の選考を減点します。
また、辞退した場合、入所保留通知は発行できません。ご注意ください。 ※やむを得ない事由とは、住居が予定通りに建たず引っ越しできない。対象児童が入院したなど。
- ・申込をしていない場合や入所決定後に辞退した場合は、入所保留通知書は発行できません。
- ・申込書や証明書等に記載されている内容が、入園までに変更する場合（例えば就労状況の変更や婚姻等による世帯の変更）について、詳細の聞き取りや選考の見直しを行う場合があります。内容によっては入園取消になる場合もありますので、必ずこども課までご連絡ください。入園後に判明した場合も同様です。
※特に多い事例・・・復職前に退職、転職、申請後に妊娠が判明し復職しない、母は復職するが父が育休取得などです。申請時と選考基準指数が異なる場合や、そもそも要件がなく申請不可能な場合もあります。選考において公平ではなく、ご連絡なく入所された場合は不正とみなされます。ご注意ください。
- ・復職（育児休業から復帰）の方の申込について
復職で申し込む場合、復職する日によって申し込みできる月が変わります。
月の14日までに復職の場合、前月の申し込みができます。
月の15日以降に復職の場合、復職する月で申し込みとなります。

入所日と復職期限

入所日	復職期限	入所日	復職期限	入所日	復職期限	入所日	復職期限
4月1日	5月14日	7月1日	8月14日	10月1日	11月14日	1月1日	2月14日
5月1日	6月14日	8月1日	9月14日	11月1日	12月14日	2月1日	3月14日
6月1日	7月14日	9月1日	10月14日	12月1日	1月14日	3月1日	4月14日

※正当な理由なく上記復職期限を遅れることは認めません。

※父が育休を取得する場合も同様です。また、入所後に一旦復職し、その後育休を取得する場合など、入所児童本人の育休では要件に該当せず退園となりますのでご注意ください。

3. 保育所等入所選考基準について

保育所等入所選考基準は、保護者の保育を必要とする事由に応じた「基準指数」をもとに選考を行います。選考は保護者のいずれか低い点数を指数として行い、別途「加点項目」等における項目を加えた上で、点数が高い方から順に申込用紙に記載の希望園をご案内します。

(1) 基準指数

	事由	状況	指数
1	被雇用者及び自営業中心者（証明書等添付できる場合）	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	10
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	9
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	5
	自営業中心者（証明書等添付できない場合）	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	9
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	5
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	4
	自営業協力者（証明書等添付できる場合） ※配偶者のみ	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	9
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	5
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	4
	自営業協力者（証明書等添付できない場合） ※配偶者のみ	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	8
		1ヶ月の勤務が140時間以上の労働	7
		1ヶ月の勤務が120時間以上の労働	6
		1ヶ月の勤務が100時間以上の労働	5
		1ヶ月の勤務が80時間以上の労働	4
		1ヶ月の勤務が60時間以上の労働	3
	保育士の子ども（新規のみ）	市内認可保育施設等就労の保育士・看護師	10
2	妊娠・出産	出産予定前2ヶ月から出産後3ヶ月まで（多胎の場合は出産予定前4ヶ月から）	10
3	疾病・負傷・障害	入院、常時病臥	10
		疾病等の理由により保育困難と認められる場合	8
		身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8
		身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級	6
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している	8
5	災害	災害復旧に当たっている期間	市長が決定
6	求職活動	生活保護世帯で求職中(3ヶ月以内)	3
		保護者のうちいずれか片方のみ求職中（3ヶ月以内）	2
		保護者兩名ともに求職活動中（3ヶ月以内）	1
7	就学、技能習得	140時間以上	9
		120時間以上	8
		60時間以上	5
8	児童虐待・DV 類するもの	要保護児童対策地域協議会等で保育が必要であると認められた期間	市長が決定
		その他明らかにその児童が保育を必要とすると市長が認めた場合	
9	進級児	小規模保育施設を卒園し連携施設へ進級する児童	11
10	きょうだい児	入所児童のきょうだい児（新規又は別園から同園への転園希望）	10

(2) 加点項目

類型	条件
一度退所後の再入園	出産から育児休業に入ることにより、一度退所した児童とそのきょうだいが、父母の復職により同園または連携園を申し込む場合
ひとり親	
通勤等の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時間が片道30分以上あること ・通勤時間は自宅から勤務地までの最短時間で判断 ・保護者のいずれかが片道30分以下の場合は加点無し
多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業まで（平成20年4月1日生まれまでの子）に該当する児童が3人以上いること ・出産予定の場合、一次選考においては、12月末までの出生児を対象とし、二次選考においては、1月末までの出生児を対象とする
双子以上の世帯	・入所する児童が双子以上であること
単身赴任等	以下のいずれかに該当する場合 (1) 就労等の理由により、父母が別居している <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、県外で別居していることを要する ・住民票上、同居の場合は実態が別居であることの証明書を要する (2) 就労等の理由により、1か月20日程度以上出張等で父母のいずれかが不在である場合
保育士（新規のみ）	・市内認可保育所等に勤務していること
離婚協議中	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚協議中であることを客観的に証明できる書類があること ・父母が別居していること
入院・常時病臥	
育児休業からの復職者	
入所児童のきょうだい児	・きょうだい児が既に福津市の認可保育所等に入所している場合に加点
生活保護受給世帯	
生計中心者の失業による求職活動中	

(2) 減点項目

類型	条件
実家自営	祖父母が経営していること 但し、父母のうち生計中心者が実家自営で就労している場合は除く

(3) 注意事項

- ・勤務地の特定が困難な場合は、就労先担当者へ市から聞き取りをさせていただく場合があります。
- ・合計点数が並んだ場合、希望施設の順位の高い方などを優先します。

4. 入所後に関係すること

(1) 開園日・開園時間

保育所等の開園日、開園時間、延長保育は以下の通り各施設共通となっています。

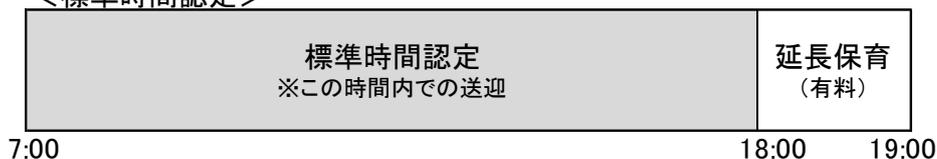
開園日 月曜日から土曜日（日曜日、祝日は休園）

開園時間 7：00～18：00

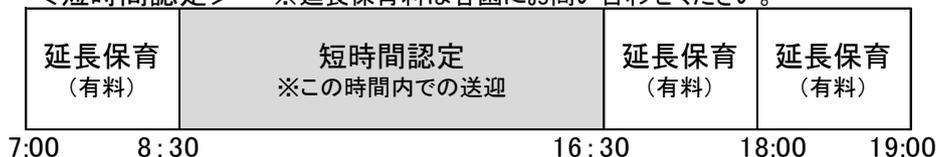
(2) 保育必要量について

保育必要量は、短時間認定と標準時間認定の2つの区分に分かれており、保育を必要とする事由によって認定されます。世帯の状況にもよりますが、短時間認定の保育料が標準時間認定と比べて、最大3,000円/月 低く設定されています。

<標準時間認定>



<短時間認定> ※延長保育料は各園にお問い合わせください。



(3) 延長保育について

仕事等の都合で18：00を過ぎて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。延長保育は実施園が行うサービスです。必要性が認められない場合は実施できません。

また、園の方針により利用の年齢制限を設けている園もあります。延長保育の申込及び保育料については、各園へお問い合わせください。

(4) 慣らし保育について

各園では入所後しばらくの間、お子さまの保育環境の変化への負担軽減を図るため、保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。慣らし保育は入所して（利用開始日）から始まります。お子さまの状態やご家庭の状況、各園により異なりますが、通常1～2週間程度から、長い方で1か月程度かかることがあります。詳細は各園にお問い合わせください。

(5) 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合

状況が変わった場合は、速やかに福津市こども課にご連絡ください。正当な理由なく変更の申請を行わない・虚偽の報告を行う等により、入所基準に該当しなくなった場合や、該当しなくなったことが判明した場合は、「子ども・子育て支援法第24条」により、支給認定が取り消され、その月の末日で退園となる可能性があるほか、運営に必要な費用の全部（または一部）を返還していただく場合があります。また、年1回から2回、保育が必要な証明書等を提出していただき、保育の要件を確認します。ご協力をお願いします。

変更内容の例

就労時間の変更、転職・退職、出産、復職、転居、婚姻・離婚、同居世帯員が障がい者手帳を取得した場合、特別児童扶養手当の受給開始・終了、同居世帯員の転出、世帯員の増減・異動（※世帯分離を含む） など

(6) 保育所等の利用に関する注意事項

① 利用日、要件の変更、保育必要量の変更、送迎等

・保育所等は、開園日の全てを利用できる訳ではありません。保育所等は就労等により家庭で保育できない日のみ利用できる施設であり、私的な理由※による利用は認められません。 ※家事・買い物をするためや、保護者のサークル活動・きょうだい児の習い事のため等

・要件の変更や保育必要量（短時間と標準時間）の変更は手続きをした月の翌月からとなります。要件が求職活動から就労の場合でも、届出の翌月からの変更になりますので、月途中から就労の場合はその月は延長保育対応となります。

・保育料は、里帰り出産や児童が入院した場合であってもかかります。休園制度はありません。公立大和保育所給食費についても同様です。※各保育施設が徴収する実費については、各園の判断となります。

・保育所等への送迎は保護者が行ってください。保護者を除く未成年者の送迎は認めません。

② 育児休業中の利用について

在園中の児童の保護者が下のお子さまを出産後、育児休業を取得する場合、在園中のお子さまが3歳児（年少）以上であれば、就学前のため育児休業中でも継続利用が可能です。また、在園中のお子さまが0歳児から2歳児までは、下のお子さまの出産日から1年以内に復職を予定している場合は、保護者の申出により、その期間も継続して同一の保育所等に限り継続利用が可能です。復職予定で下のお子さまの保育所等を申し込み、待機となり復職できなかった場合は継続利用可能です。

③ 転園について（認可保育所等から認可保育所等へ）

転園を希望する場合、希望する時期によって申込方法が変わります。

ア) 年度途中（5月から3月）の転園について

現在在園している園の退園届の提出とともに、希望する月の新規申請を行っていただきます。退園届を提出した上での新規申請となるため、選考で入れなかった場合退園となります。保育所等に通うことができなくなるため注意が必要です。入れなかった場合、翌月以降も選考は続きます。

イ) 年度当初（4月）の転園について

通常通り継続児の申し込みをしていただくこととなります。選考を行い、転園できる場合は4月から転園先へ、できない場合は元の園を継続することとなります。但し、1月～3月の途中入所をした場合、新年度4月の転園希望はできません。また、育休取得中の継続利用要件での転園は希望できません。

転園希望月	在園中の園	新規申請	入所決定	未決定
例：9月 (年度途中)	8月末退園届提出 (8/10まで)	9月入園新規申請 (8/10まで)	9/1から希望園へ	在籍なし
4月 (年度当初)		転園希望で申請 (11/29まで)	4/1から希望園へ	元の園へ継続

④ 退園について

退園を希望する場合、原則として退園月の15日までに退園届をこども課、もしくは在園している保育所等に提出してください。なお、転出による退園の場合は、転出異動日の属する月末まで利用が可能です。また、原則として、1ヶ月以上保育所等の利用がない場合、保育の必要性が無いと判断し、1ヶ月经過後の月末で退園となります。事情がある場合は事前にご相談ください。

(7) 災害時の休園について

近年、自然災害による被害が頻繁に発生しています。下表のとおり、災害発生危険区域は所在地によって異なります。福津市においても台風や豪雨等に伴う特別警報や避難指示等が発令された場合、園児や保護者、職員の安全を確保するため、やむを得ず市が保育所等の臨時休園を決定する場合があります。なお、認定こども園は施設が臨時休園を決定します。また、開園中であってもお迎えの要請をする場合があります。

事業所名	所在地	浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内	
		洪水	高潮	津波	急傾斜	土石流
大和保育所	福津市中央1丁目4-3					
真愛保育園	福津市久末99-2					
津屋崎保育園	福津市津屋崎8丁目5-24		○			
いろどり真愛保育園	福津市日蔭野4丁目11-1	○				
双葉保育園	福津市西福間1丁目3-13					
双葉花見が丘保育園	福津市花見が丘2丁目9-10					
福津いくみ保育園	福津市日蔭野5丁目14-8	○				
こうみょうの丘	福津市手光2221-2					
ひがしふくま真愛保育園	福津市東福間6丁目4-4					
日蔭野あおぞら保育園	福津市日蔭野5丁目5-5	○				
アイグラン保育園宮司	福津市宮司4丁目23-8					
虹の森保育園	福津市西福間2丁目19-16		○			
光明幼稚園	福津市津屋崎7丁目12-1		○			
聖愛幼稚園	福津市宮司浜3丁目14-2		○			
しらぎく幼稚園	福津市福間駅東3丁目4-1					
たんぼぼこども園	福津市宮司浜2丁目35-1		○			
あゆみ保育園	福津市上西郷827-2					
双葉中央保育園	福津市中央5丁目11-4					
いくみキッズ保育園	福津市日蔭野5丁目14-43	○				
子うさぎの森保育園	福津市日蔭野1丁目11-1					
福津うみがめ保育園	福津市中央3丁目3丁目2-1					
光明 河の畔の Kinder House	福津市内殿608-1	○				
はじめ保育園	福津市津屋崎3丁目15-25		○			

福津市地域防災計画より

保育所等では、防災に特化したマニュアルが整備されており、避難訓練（火災、風水害、地震、不審者対策）及び消火訓練を定期的を実施しています。

開園中に災害が発生した場合、災害の種類によって、避難場所が変わる可能性があります。実際に災害が発生した場合の引き渡しの方法等、どのような行動をとるべきか確認しておきましょう。

5. 保育料について

(1) 保育料の決定方法

保護者の市民税所得割額（父母合算）によって保育料を決定します。対象となる所得は以下の通りです。

令和6年				令和7年								令和8年							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~8月
令和6年度市町村民税所得割額で算定 ※この税額は令和5年1月～12月の所得に応じ確定します。												令和7年度市町村民税所得割額で算定 ※この税額は令和6年1月～12月の所得に応じ確定します。							

- ・**新年度保育料の料金表（⇒P.17）は4月に見直されます。4月分の保育料は3月末頃決定予定のため、通知は4月中旬ごろになります。年度途中入園の場合は随時通知します。**（早めにお知りになりたい場合は、こども課までお問い合わせください。）
- ・0～2歳児の料金決定通知は年に2回（4月と9月の算定年度変更時、途中で変更のある世帯は随時）送付します。3～5歳児は無償ですので通知はしませんが、副食費の免除世帯等については、該当世帯に送付します。
- ・児童の両親の年収（手当・年金等を含む）がおおよそ100万円未満の場合、同居（世帯分離含む）する祖父母のうちで所得の高い方を基に保育料を決定します。
- ・修正申告等により住民税の変更があった場合は必ずこども課へご連絡下さい。また世帯状況の変更（婚姻・事実婚含む、離婚、世帯員の障がい者手帳取得等）がある場合もご連絡ください。年度中に連絡がない場合、保育料の還付は対応できません。予めご了承ください。
- ・保育料は、住宅ローン控除や寄付金控除等の税額控除を適用しませんのでご注意ください。
- ・海外在住で国内で課税状況が確認できない場合、海外での収入状況の確認をします。

(2) 保育料等の免除について

①保育料の免除

2歳児クラスまでの2・3号認定のうち以下に該当する方は保育料が免除される場合があります。（3歳児クラスからは無償（0円）です。）詳しくは福津市利用者負担基準額表（P.17 参照）をご参照下さい。

ア) きょうだい児のいる世帯

きょうだい児（兄・姉）が保育所等（届出保育施設は対象外）や幼稚園等に入園している場合は、最年長者は基本額、次年長者は半額、それ以降は無料となります。所得によっては多子算定の年齢幅が拡大されますので、申込用紙の世帯員欄にはきょうだい全てご記入下さい（別居中の高校生等）。

イ) ひとり親や障がい児（者）のいる世帯

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親、障がい児（者）がいる世帯は保育料が免除される場合があります。また、同世帯は第2子以降、保育料が無料になります。

②副食費の免除について

以下に該当する方は保育料が免除されます。

ア) 保護者の市町村民税所得割合算額による免除

保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯（教育認定及び母子・父子・障がい者のいる世帯は 77,101 円未満）の子どもの副食費は免除されます。

イ) すべての世帯の第3子以降の子どもの免除

すべての世帯の第3子以降の子ども（教育認定は小学校3年生までの最年長者を第1子、保育認定は小学校就学前子どもの最年長者を第1子とする）については、副食費が免除になります。

(3) 保育料の納付先

保育所のみ福津市が保育料を徴収します。その他の施設（認定こども園・地域型保育施設）は各施設が徴収します。徴収方法は各施設にお尋ねください。保育所の口座振替日は毎月末日となります（12月のみ28日引き落とし）。口座振替領収証書は発行しません。なお、給食費や保育用品費等については、各保育施設から直接徴収されますので、金額や徴収方法は各施設へお尋ねください。

(4) 保育料に関する注意事項

- ・「3歳児」とは、令和7年4月1日に3歳になっているお子様をいいます。保育認定の場合、年度途中で3歳のお誕生日を迎えても、その月から無償化対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・新入園の場合、1週間から1ヶ月程度の慣らし保育が必要となります。慣らし保育期間中でも保育料の減額等はありません。転園時も同様です。
また、ご都合により長期間欠席される場合も、同様に保育料の減額等はありませんのでご了承ください。
- ・給食費・行事費・保育用品代等は保護者の実費負担です。各園の実費について、本冊子折込みの「福津市内保育施設マップ」裏面に掲載しています。
- ・保育料の滞納をした場合は一定期間経過すると延滞金が発生します。お早めにこども課へ分納計画等についてご相談下さい。連絡がなく、納付もない場合は職場や金融機関に照会をかけ給与・銀行口座の差押、更には生命保険・車・家財・不動産の差押等により強制徴収致します。

保育所等ではお子さんをお預かりするにあたり、健康と安全を守り、充実した保育を行うため、給食費や人件費など多くの経費が掛かっています。保育所等の運営に必要な費用は福津市、福岡県、国の負担分と保護者から納付して頂く保育料から成り立っています。また、保育所等に通うためには入所要件（⇒P.3参照）が必要であり、虚偽その他不正の手段による申請等を行い入園（継続）した場合は、その事実が判明次第、運営に必要な費用を全部（又は一部）徴収します。（子ども・子育て支援法 第12条第1項による）



保育料の算定って何を見たらいいの???

各ご家庭のお子様の保育料は、以下のように算定できます。あくまでも目安ですのでご承知ください。以下の通り、毎年6月頃に職場や市町村から配布される通知書をご準備ください。

(会社員や公務員でない方は、これとは異なる場合があります。)

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収額の決定・変更通知書(納税義務者用)

㉑

所得	給与収入		主たる給与以外の の合算所得区分	課税標準	総所得③		市民税	税額控除前所得割額④		納付額	6月分		
	給与所得				山林所得	税額控除額⑤			7月分				
	その他の所得計				分離短期譲渡	所得割額⑥			8月分				
所得 控除	総所得金額①			課税標準	分離長期譲渡		県民税	税額控除前所得割額④		納付額	9月分		
					株式等の譲渡			税額控除額⑤			10月分		
	雑損		障・寡・ひ・勤			所得割額⑥			均等割額⑦			11月分	
	医療費		配偶者			特別徴収税額⑧			控除不足額⑨			12月分	
	社会保険料		配偶者特別			均等割額⑦			既充当額⑩			1月分	
	小規模企業共済		扶養			特別徴収税額⑧			控除不足額⑨			2月分	
	生命保険料		基礎			既充当額⑩			既納付額⑪			3月分	
	地震保険料		所得控除合計②			差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑫)			変更前税額⑫			4月分	
	(適用)					増減額(⑧-⑫)			変更月			5月分	
	[Redacted Box]												

㉒

㉑部分の「所得割額⑥」の金額を、父母合算します。

合算額をこの案内のP.17「令和7年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表」の定義にあてはめます。

例 父:128,000円 母:82,000円 計210,000円 → 6A階層 保育料56,750円(標準時間の場合)

※政令市は税率が異なるため、㉑に0.75を乗じた金額で計算します。

例 父:115,000円×0.75=86,250円 母:65,000円×0.75=48,750円 ←10円以下は切捨て
86,200円+48,700円=134,900円 → 5A階層 保育料40,500円(標準時間の場合)

※㉒に「住宅借入金控除額・・・」等の記述がある場合は、上記の計算では算出できません。

保育料は税額控除(配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄付金控除等)を適用しませんので、これらの控除がある方は上記計算とは異なります。また㉒欄に記述がある場合と無い場合があります。

詳細はこども課までお問い合わせください。

但し、令和6年度に限り「定額減税控除額(市民税分1人6,000円)」は保育料算出所得割額からも控除されます。

㉒はすでに控除された額ですので、ご注意ください。

※令和6年1月1日(9月分以降は令和7年1月1日)に、父母ともに福津市在住の場合は、

こども課窓口で算定できます。父または母のご本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

教育認定及び保育認定の3～5歳児は全て無償

令和7年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担(月額)		
国の階層区分	市の階層区分	定義	3歳未満児		
			標準時間	短時間	
1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律並びに児童福祉法に規定する里親である教育・保育認定保護者の世帯	0円	0円	
2	2	第1階層を除き 市町村民税所得割 課税額の区分が 次の区分に 該当する世帯	0円	0円	
3	3		市町村民税均等割のみ 又は48,600円未満	18,550円 (8,800円)	15,550円 (7,300円)
4	4		48,600円以上 97,000円未満	28,550円 (8,800円)	25,550円 (7,300円)
5	5 A		97,000円以上 140,000円未満	40,500円	37,500円
	5 B		140,000円以上 169,000円未満	40,950円	37,950円
6	6 A		169,000円以上 238,000円未満	56,750円	53,750円
	6 B		238,000円以上 266,000円未満	57,350円	54,350円
	6 C		266,000円以上 301,000円未満	57,950円	54,950円
7	7	301,000円以上 397,000円未満	76,000円	73,000円	
8	8	397,000円以上	98,380円	95,380円	

注1 世帯の階層区分は、4月～8月は前年度の市町村民税課税額、9月～3月は当年度の市町村民税課税額により決定する。

注2 同一世帯から2人以上が下記に該当する場合、最年長者は基本額、次年長者は半額(10円未満切捨て)、それ以降は無料とする。

(保育所等入所児童の兄・姉が)保育所、地域型保育施設、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期施設通所部、に入所又は通所している場合や、小学校就学前子どもが居宅訪問型児童発達支援を受けている場合

注3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親及び障がい者のいる世帯は()の金額になり、年齢に関係なく第2子以降無料とする。

注4 注3以外の世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に関係なく第2子半額(10円未満切捨て)、第3子以降無料とする。

6. 幼児教育・保育無償化について

(1) 施設ごとの必要条件と保育料について

	施設	年齢	必要条件	保育料
①	◇保育所 ◇認定こども園（保育園部分） ◇地域型保育施設	0～2歳児	保育の必要がある かつ 住民税が非課税	無償
		3～5歳児	保育の必要がある	無償
②	◇幼稚園（新制度移行済） ◇認定こども園（幼稚園部分）	満3歳 3～5歳児		無償
	◇幼稚園（新制度未移行）	満3歳 3～5歳児		(月額) 25,700円まで無償
③	◇預かり保育 (幼稚園、認定こども園による)	満3歳	保育の必要がある かつ 住民税が非課税	(月額) 16,300円まで無償 ※1回450円上限
		3～5歳児	保育の必要がある	(月額) 11,300円まで無償 ※1回450円上限
④	◇届出保育施設 ◇一時預かり事業 ◇病児保育事業 ◇ファミリーサポートセンター事業	0～2歳児	保育の必要がある かつ 住民税が非課税	(月額) 42,000円まで無償
		3～5歳児	保育の必要がある	(月額) 37,000円まで無償

(2) 無償化の対象となるために必要な手続き

利用する施設・事業	手続き	給付・認定の種類	
		子どものための 教育・保育給付	子育てのための 施設等利用給付
認可保育所 認定こども園（保育園部分）	➡ 別途手続きは不要です。無償化対象世帯は、保育料について支払いはありません。	2号（満3～5歳児） 3号（満3歳未満児）	
幼稚園（新制度移行済）	➡ 各幼稚園・こども園または学校教育課・こども課で無償化認定手続きが必要です。	1号（満3歳以上児）	
幼稚園（新制度未移行）			新1号（満3歳以上児）
幼稚園・こども園の預かり保育			新2号（3～5歳児） 新3号（0～2歳児）
届出保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	➡ こども課で無償化認定手続きが必要です。一旦、各施設等に既定の料金を支払っていただき、無償化該当金額を保護者が市に請求し、市から償還払いします。		新2号（3～5歳児） 新3号（0～2歳児）
企業主導型保育施設	➡ 各事業所へお問い合わせください。但し、教育・保育給付認定が必要な場合は、こども課で認定を受ける必要があります。	2号（満3～5歳児） 3号（満3歳未満児）	

※保育の年齢の考え方

保育所等の年齢の数え方は、入所する年度の4月1日現在が何歳かで決まります。

4月1日が3歳（4月1日誕生日も含む）の子どもは、3歳児となり無償化の対象児童となります。

4月1日が2歳の子どもは、年度の途中で3歳の誕生日を迎えてもその年度は2歳児となり、保育所等の保育料については無償化対象外（住民税非課税世帯、幼稚園利用を除く）です。

7. その他の保育サービスについて

(1) 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、保護者が急な用事などにより子どもを保育することができないときに、保育所等で一時的に預かる事業です。入所児童数・保育士の状況や、園の行事の日などは受け入れできない場合があります。利用の可否や当日に必要なものは園に直接ご確認ください。

園名	所在地	電話番号	対象年齢
津屋崎保育園	津屋崎8丁目5-24	52-1209	6か月～5歳児
双葉保育園	西福間1丁目3-13	42-3696	3～5歳児
双葉花見が丘保育園	花見が丘2丁目9-10	34-3883	3か月～2歳児
虹の森保育園	西福間2丁目19-16	35-8722	3か月～5歳児
聖愛幼稚園	宮司浜3丁目14-2	52-0039	10か月～5歳児
双葉中央保育園	中央5丁目11-4	42-3067	6か月～2歳児
福津うみがめ保育園	中央3丁目2-1	43-7055	8か月～2歳児
子うさぎの森保育園	日蒔野1丁目11-1	43-9511	3か月～2歳児
たんぽぽこども園	宮司浜2丁目35-1	62-6608	10か月～5歳児
はじめ保育園	津屋崎3丁目15-25	72-5606	6か月～2歳児

(2) 広域入所について

□ 広域入所とは？

市内保育所等が入所保留となった場合または保護者の勤務地の都合などにより市内保育所等では物理的に利用が不可能な場合に申込できる制度です。

※既に保育所や幼稚園等に在籍しながら里帰り期間中のみの利用はできません。

■ 福津市に住民票のある方が福津市外の保育施設の利用を申し込む場合

下記事項を事前に希望の保育施設のある市区町村に確認後、こども課までご相談ください。

- ・入園申込が可能か
- ・希望の保育施設の空き状況
- ・希望の保育施設のある市区町村の申込締切日
- ・その他、入園申込に関する注意事項

■ 福津市外に住民票のある方が福津市内の保育施設の利用を申し込む場合

必要書類については、住所を有する市区町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

※福津市への転入予定で申し込みの場合は、直接福津市へ申し込むことが可能です。

(3) 病児保育事業について

お子さんの急な病気などのために、保育園や幼稚園など集団での生活が困難で、就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設に一時的に預けることができる事業です。

令和5年4月1日より、広域化と無償化が始まりました。

広域化：宗像市と古賀市の施設も利用可能となりました。

無償化：日額上限2,000円まで補助されます。



詳しくはこちらを
ご覧ください

病児保育事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
病児保育室ちゅーりっぷ (たけなかこどもクリニック)	福津市中央6-22-33	72-7216
病児保育びよびよ (まつなが小児科医院)	福津市宮司浜3-22-24	52-0420
うみのぼかぼか保育園	福津市西福間3-26-1	62-6067
病児保育にここ (福津おひさま保育園)	福津市手光1604-1	090-7757-0764
ふくつライオン保育園	福津市中央4-22-33	72-5531
すくすくらぶ (宗像医師会)	宗像市田熊5-5-5	37-3536
病児保育室めばえ (片山医院)	宗像市稲元1035-6	32-8782
病児保育室たんぼぼ (福岡東医療センター)	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331
病児保育ルームここん・こが (こでまり小児科クリニック)	古賀市今の庄2-2-12	092-410-5674

※予約等詳細につきましては各事業所へご確認ください。

利用の主な流れ

◎利用登録

病児保育利用の登録が必要です。利用当日に登録することもできますが、事前に登録することをおすすめします。

◎利用

1. 予約・・・病児保育事業所へ連絡し予約をしてください。
 2. 受診・・・診察の状況によっては利用できない場合があります。
 3. 病児保育の利用・・・病児保育利用に必要なものを持参のうえ、ご利用ください。
- ※必要なものは事前にご確認ください。お迎えのときに利用料をお支払いください。
※利用料金・延長時間等の内容は各施設へお問い合わせ下さい。

(給食・おやつ代金、おむつ・シーツ代金等を除く利用料の上限2000円まで助成)

(4) 市内の届出保育施設

福津市内届出保育施設一覧

乳幼児の保育を目的とする施設で、「児童福祉法」の規定に基づき福岡県知事へ設置の届出を行っている施設を「届出保育施設」といいます。（自治体によっては「認可外保育施設」と呼ぶ場合もあります。）また、県の立入調査により指導監督基準に全て適合していると確認された施設を「基準適合届出保育施設」といいます。届出保育施設は、保護者の方が直接施設に申し込み、施設との**直接契約**となります。利用料等は、各施設で異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	対象年齢
太陽保育所	福津市福間南4-10-15	43-8976	3か月～就学前
孝明保育園 ※休園中	福津市津屋崎4-37-1	52-3551	6か月～就学前
保育施設おひさまえん	福津市宮司3-7-36	52-5081	1歳～就学前
野いちごさくらんぼ子ども園	福津市あけぼの15-8	72-9951	3か月～就学前
子育てサポートセンターぶらんこ	(一時預かり) 福津市日蔭野1-15-2	62-6002	3か月～12歳
	(ベビーシッター)		0か月～12歳
キッズライン板井	ベビーシッター	090-9656-9732	6か月～15歳
スマイルシッター優輝(栄留輝美恵)	ベビーシッター	080-1760-3246	5か月～15歳
キッズライン川崎梨花	ベビーシッター	080-6442-4136	6か月～15歳
キッズライン濱田	ベビーシッター	080-8588-3374	4か月～15歳



企業主導型保育施設一覧

子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて運営する従業員等の子どものための事業所内保育施設です。国（内閣府）の審査を通過した事業所に助成金が交付され、施設整備や園運営に充てられています。認可外保育施設に位置付けられるものですが、従業員枠以外に「地域枠」が設けられている場合、保育を必要とする福津市在住の子どもも利用できます。利用料、時間帯などの詳細は施設に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	対象年齢
スマイル保育園すわ スマイル保育園すわ本館	福津市西福間2-1-16	43-7565	0～5歳児
日蔭野うみがめ保育園	福津市日蔭野5-3-6	35-8484	0～5歳児
ひまわり保育園	福津市中央3-2-6	38-5588	4か月頃～5歳児
うみのぼかぼか保育園	福津市西福間3-26-1	62-6067	0～2歳児
Caren保育園福津	福津市日蔭野6-14-1	22-8003	5か月～2歳児
福津おひさま保育園	福津市手光1604-1	39-3411	0～2歳児
ふくつライオン保育園	福津市中央4-22-33	72-5531	0～2歳児

(5) 幼稚園・認定こども園（教育利用）

福津市内 公立・私立幼稚園 一覧表

幼稚園は学校教育法に定められた「学校」です。義務教育機関ではなく、朝からお昼過ぎまでが教育時間ですが、夕方までの預かり保育を実施している園もあります。基本的に年少（3歳児）から入園できますが、満3歳になる前から入園できる園もあります。詳しくは園へお問い合わせください。

園名	公立幼稚園	私立幼稚園		私立認定こども園（幼稚園部分）			
	神興幼稚園	若木台幼稚園	光明の郷幼稚園	しらぎく幼稚園	聖愛幼稚園	光明幼稚園	たんばこども園
開園時間	8:30 17:00	8:00 18:00	8:00 18:00	8:00 19:00	8:00 18:00	7:00 19:00	8:00 17:00
受け入れ年齢	4歳児 就学前まで	満3歳 就学前まで	満3歳 就学前まで	満3歳 就学前まで	3歳児 就学前まで	満3歳 就学前まで	3歳児 就学前まで
開園日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日
保育時間	8:30 14:00	10:00 14:30	10:00 14:00	10:30 14:30	9:00 14:00	10:00 14:00	8:30 14:00
延長保育時間	朝 なし	8:00～9:00 (有料)	8:00～10:00		8:00～9:00 (有料)	7:30～10:00	8:00～8:30 (有料)
	夕方	14:30～18:00 (有料)	14:50～18:00 (有料)	14:30～19:00 (有料)	14:00～18:00 (有料)	14:50～18:00 (有料)	14:00～17:00 (有料)
長期休暇中の預かり	なし	8:00～18:00 (有料)	8:00～18:00 (有料)	8:00～19:00 (有料)	8:00～18:00 (有料)	7:30～18:00 (有料)	8:30～17:00 (有料)
バス	なし	あり	あり	あり	あり	あり	なし
給食	週2回 (パン・牛乳)	週5回	週3回	週5回 (月1、2回弁当の日)	週3回	週3回	週5回 (月10回弁当の日)
未就園児教室	月4回 (8月はお休み)	5-6月…月2回園庭開放 7月…お遊び会	月2回程度	月2～3回	月4回程度	月2回程度	月2回程度 (親子)
住所	東福岡6-4-3	若木台4-4-14	内殿608-4	福岡駅東3-4-1	宮司浜3-14-2	津屋崎7-12-1	宮司浜2-35-1
電話番号	42-2107	43-0663	43-1114	42-0545	52-0039	52-1109	62-6608

※ 内容が変更になっている場合がございます。お申込み等の際は、必ず各園にご確認いただきますよう、お願いいたします。

【福津市教育委員会 学校教育課 電話：62-5090】



(6) 学童保育所、子育て支援センター、児童センターについて

①学童保育所の申込について

申込 各学童保育所へ申し込みをしてください。

対象者 小学生

※各学童保育所で定員があります。

※学童保育所の入所基準は、就労や疾病、出産などの理由により4週間のうち16日以上(日曜日を除く)、学童保育所開設時間内(午後3時から午後7時)に保護者の方が保育に欠ける場合と定めています。

費用 各学童保育所によります。

〈受付・問い合わせ〉

右記をご確認ください。

施設名	電話番号
神興小学校学童保育所(神興小学校内)	43-0511
神興東小学校学童保育所(神興東小学校内)	43-4168
上西郷小学校学童保育所(上西郷小学校内)	43-4032
福間小学校学童保育所(福間小学校内)	42-4401
福間南小学校学童保育所(福間南小学校内)	42-1117
福間南しんあい児童クラブ(いろどり真愛保育園内)	43-2158
津屋崎小学校学童保育所(第1・2)(津屋崎小学校内)	52-0492
津屋崎小学校学童保育所(第3・4)(津屋崎小学校内)	62-5315
勝浦小学校学童保育所(勝浦小学校内)	52-4625

②福津市子育て支援センター「なかよし」の利用について

子育て支援センター「なかよし」は、子どもと保護者が一緒に遊べる場所です。子育てに関する相談や情報提供、講座を行っています。

対象者 0から6歳(未就学)の子どもと保護者

開館時間 8:30から17:00

休館日 毎週月曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

利用方法 初回に利用登録が必要です。利用時毎に受付をしてください。

問い合わせ先 35-8382

※Apple用

※Google Play用



※なかよしルームの利用はアプリからの事前予約が必要です。

【午前の部 9:30~11:45 午後の部 13:00~15:45】

③児童センターFUCSTAの利用について

FUCSTAには、スタジオ、キッチン、作業室、学習室などがあり、さまざまな活動ができるようになっています。

対象者 福津市に居住または通学する小学生から高校3年生の学年の人まで

利用方法 初回に利用登録が必要です。利用時毎に受付してください。

開館時間 小学生9:00~17:00 中高生9:00~21:00

休館日 毎週金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、年末年始(12/29~1/3)

問い合わせ先 43-8356

8. 園見学について

保育や教育方針、取組内容等は園によって異なります。入所申込みにあたっては、入所後のミスマッチを防ぐために、園見学を行ってください。各園では、行事がある場合などを除き、随時見学を行っていますが、事前に園へ問い合わせをして見学してください。

園見学のヒント

場所・駐車場

毎日の送迎は保護者が行います。朝夕は意外と渋滞するところもあります。入園後、復職後の忙しい毎日を、事前にシミュレーションしても良いかもしれません。

園内・保育室・園庭などの環境

睡眠時間を除くと、自宅より長い時間を過ごす保育園。新しいか古いか、ではなく、心地いかどうか、がポイントです。

園の方針・先生たち・園児たちの雰囲気

子どもたちを預かる施設には、様々な種類があり、それぞれ方針やルール・カリキュラムがあります。先生方やこどもたちの笑顔にたっぷり触れ合ってください。

年間行事・慣らし保育などのスケジュール

お子さまによって慣れるまでの時間はそれぞれです。お仕事の都合や、実家の両親に手伝ってもらおう方など、スケジュールは事前におさえておきましょう。

そろえる物・毎日の持ち物

入園前にそろえる物や、日常必要なものなどを確認しましょう。お布団やおむつもチェックポイントです。

かかるお金

毎月の保育料は市で決定します。その他の実費（入園の時にかかるお金、毎月かかるお金など）は、各園で徴収されます。金額や徴収方法は園によって違うので、要チェックです。

給食・おやつ・離乳食・ミルク

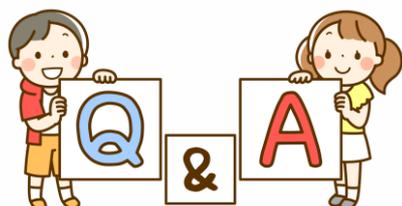
どの園もいろんな工夫をして、栄養豊富なメニューを考えています。アレルギー対応や、乳児のミルクや離乳食の進め方など、気になることは聞いてみましょう。

そのほか・・・

登園時の保護者の準備・発熱などの体調不良時の対応・災害時の対策・お散歩ルート・セキュリティ対策など、気になる点は自由に聞いてみましょう。

9. よくある質問

	質問	回答
申込について	1 育児休業からの復職で短時間勤務になりますが、就労証明書の「6.就労時間」には、短時間勤務を反映させた時間で記入をする必要がありますか？	雇用契約に基づく就労時間であるため、雇用契約上の時間を記載してください。「12.育児のための短時間勤務制度利用有無」に記載してください。
	2 転入予定で県内の支店に転勤予定です。どこの支店になるかわからない場合、就労証明書の就労先はどの支店を書けばよいですか？	転勤前の勤務地を記入してください。就労先の支店等が見込みで分かっている場合は、「18.備考欄」に「〇月より〇〇支店で勤務予定」と記載してください。
	3 離婚協議中です。配偶者の証明書は必要ですか？	配偶者と別居しており、離婚協議中が証明できるもの（調停の書類、離婚協議の申入書等）が提出できる場合は、配偶者の就労証明書等は不要です。
	4 就労証明書について、必ず市の様式を使用する必要がありますか？	市の就労証明書と同程度の内容を網羅している場合、事業所の証明様式をご提出いただいても構いません。
	5 就労証明書の「7.就労実績」について、育児休業等により、直近3カ月の就労実績がない場合は、どのように記載したら良いですか？	育児休業等取得前の就労実績を記載してください。不明の場合は空欄でも構いません。
	6 認可外保育所と認可保育所の併願はできますか？	認可外保育所によっては併願ができない場合もありますので、各施設に確認してください。
	7 自宅を建設中です、入所日までに入居できない場合はどうなりますか？	入所決定は取消されます。転入予定に合わせて再度申請してください。（次回不利になることはありません。）
	8 福津市に住民票がありませんが、申請はできますか？	入所日（1日）の前月までに転入（住民票異動）予定であれば申請可能です。
	9 4月から学校に通うため受験予定です。申請の際の証明書は何を出したらいいですか？	受験申込書の控えや、授業の時間数やカリキュラムがわかるような学校のパンフレットをご提出ください。合格後に合格通知、入学後に在学証明書と時間割を提出していただきます。なお、申請時と状況が変わった場合は必ず福津市こども課にご連絡ください。
	10 祖父母と同居していると、不利ですか？	減点などはありません。原則、父母の要件で選考します。
	11 入所保留通知が届いた後、毎月申請が必要ですか？	年度内は、取下げ希望がなければ自動的に翌月申請に更新されますので、毎月提出する必要はありません。ただし、要件が途中で終わる場合は、途中で自動取り下げとなります。また、翌年度も入所希望であれば新たに申請が必要です。
入所後について	1 慣らし保育はどれくらいの期間ありますか？	基本的には入所日から2週間程度ですが、個人差があり、一人ひとりの状態に合わせた慣らし保育が必要になるため、期間が長くなる場合があります。
	2 退職したら求職活動で継続したいのですが、求職活動期間は退職日から3ヶ月ですか？	翌月1日から3か月後の月末までになります。認定変更の手続きが必要です。例：4月25日に退職した場合、7月末までに就労先を決定する必要があります。
	3 短時間認定を受けていますが、勤務時間が長くなりました。月の途中からでも変更できますか？	月の途中の変更はできません。その月は延長保育で対応をお願いします。
	4 下の子を出産予定なので、里帰り出産をします。上の子が市内の保育園に通っていますが、里帰り中、休園は可能ですか？	休園制度はありません。保育料もかかります。各保育所等が徴収する実費については各園の判断になります。
	5 市外に転出する場合、いつまで在園できますか？	転出予定日の属する月の月末までです。
保育料等について	1 配偶者が単身赴任中ですが、配偶者の所得も計算されますか？	父母両方の所得で計算します。
	2 上の子が市外の私立幼稚園に通っています。保育料は減免されますか？	減免の対象になります。詳しくは入所案内冊子P14をご確認ください。
	3 3～5歳までの無償化の開始年齢は3歳の誕生日からですか？	保育園・認定こども園（保育園部分）に入園している方は3歳の誕生日を迎えた後の4月から無償化になります。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に入園している方は3歳の誕生日から無償化になります。
	4 給食費や保育用品等どのように徴収されますか？	各保育施設から直接徴収されますので、金額や徴収方法は各施設へお尋ねください。
	5 給食費は保育料に含まれていますか？	給食費は3歳児～5歳児が負担するものです。0歳児～2歳児の給食費は保育料に含まれています。



上記は HP で公開している「よくある質問」の一部を抜粋したものです。
詳しくは右記二次元バーコードのページからご確認ください。



【発行元】

福津市こども家庭部こども課子育て支援係

〒811-3293

福津市中央1丁目1番1号

TEL：0940-43-8124

FAX：0940-42-6939

Mail：kodomom@city.fukutsu.lg.jp

ふくふくちゃんプロフィール

名前の由来は『福津＝福2＝福が2倍＝ふくふくちゃん』
その昔、福津市にある宮地嶽の山中で道に迷い途方に暮れていた正直者が、フクロウに導かれ、金の玉を得た伝説がモチーフになっています。

ふくふくちゃんの趣味は季節に合わせたコスプレで、福津市行政・観光情報ステーション「ふっくる」を棲み処にしています。



福津市 保育所 入所

検索 